

第20号の3様式記載の手引 (その1)

「所在地」
本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。

「法人名」
法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記してください。

「代表者氏名」
この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。

「予定申告税額②」
(1) ①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定してください。なお、この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
* 通算子法人で、当該事業年度開始の日から地方税法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合は、分子の「6」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載してください。
なお、適格合併に係る合併法人が行う予定申告の場合の計算方法は、裏面をご覧ください。
(2) この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。

「この申告により納付すべき法人税割額④」
この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。

「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑯までの欄)
(1) これらの欄は、それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。
(2) ⑨の欄は、前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した第20号様式の⑤の欄の金額を記載してください。
(3) ⑯の欄は、⑨の欄のかつこ内の金額に前事業年度又は前連結事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額を記載してください。
* 2以上の市町村に事務所等を有する法人の⑯の欄は、次のとおり計算した金額を記載してください。
$$\text{⑩} \times \frac{\text{⑨の上段(かつこ内)}}{\text{⑨の下段}}$$

「⑯の計算」
2以上の区に事務所等又は寮等を有する法人は、次により記載してください。
(1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。
(2) 「※区コード」の欄は記載する必要はありません。
(3) 「従業者数」の欄は、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者数を記載してください。
* 11以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず、第20号様式別表4の3を添付してください。

- 1 この申告書の用途等
(1) この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。
(2) この申告書は、大阪市長に1通(提出用)を提出してください。
- 2 各欄の記載のしかた
金額の単位区分(けた)のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。

令和 年 月 日

(あて先) 大阪市長

所在地 (電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの期間

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (①の金額)

予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)

この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当該期の法人税割額

この申告により納付すべき法人税割額 ②-③

均等割額 (算定期間において事務所等を有していた月数) $\text{円} \times \frac{\text{⑤}}{12}$

この申告により納付すべき市民税額 ④+⑥

大阪市内に所在する事務所、事業所又は寮等の所在地

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

⑨	この申告の期間	年 月 日から 年 月 日まで
⑩	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで
⑪	通算親法人の事業年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで
⑫	地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	円
⑬	区 名	区 名
⑭	従業者数	人
⑮	均等割額	円
⑯	計	円
⑰	納付すべき法人税割額	円
⑱	⑨のうち特別控除取戻税額等又は特別控除特別控除取戻税額等に係る法人税割額	円
⑲	差引法人税割額	円

関与税理士署名 (電話)

「この申告の期間」
当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間を記載してください。

「通算親法人の事業年度の期間」
通算子法人が、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載してください。

「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」
2以上の市町村に事務所等を有する法人が、修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合において記載する金額は、④の欄に記載した金額と同額になります。

「管理番号」・「CD」
本市より申告納付依頼状を送付している場合、申告納付依頼状右側の管理番号(8桁)を「管理番号」欄に、CD(チェックデジット)(1桁)を「CD」欄に記載してください。

「法人番号」
国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。

「事業種目」
事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載してください。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付けて記載してください。

「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」
前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額(法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の金額)を記載してください。なお、()内には、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。
* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を()内に記載してください。

「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」
前事業年度又は前連結事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額(法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」の金額)を記載してください。

「前期末現在の資本金等の額」
次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。
(1) 連結申告法人以外の法人(③に掲げる法人を除きます)
地方税法第292条第1項第4号の2口又は令和2年旧地方税法第292条第1項第4号の5口に定める額
(2) 連結申告法人(③に掲げる法人を除きます)
令和2年旧地方税法第292条第1項第4号の5ハに定める額
(3) 保険業法に規定する相互会社
地方税法施行令第45条の4において準用する地方税法施行令第6条の24第2号若しくは第3号又は令和2年旧地方税法施行令第45条の5において準用する令和2年旧地方税法施行令第6条の25第2号若しくは第3号に定める金額

「令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分」
□に事業年度又は連結事業年度の開始年月日と終了年月日を記載してください。

「算定期間において事務所等を有していた月数⑤」
この月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。
* 算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。

「円× $\frac{\text{⑤}}{12}$ ⑥」
(1) 均等割額に⑤の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載してください。
(2) 2以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、「⑯の計算」の欄の合計額又は第20号様式別表4の3の「計」欄の金額を記載してください。
(3) 均等割の税率区分の基準は、「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「前期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。

「大阪市内の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」
当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。
* 通算子法人は、当該事業年度の開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載してください。
* 必ず記載してください。

第20号の3様式記載の手引 (その2)

3 均等割の税率

均等割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法人の区分		従業者数	税率(年額)
(1)	<ul style="list-style-type: none"> 法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの 地方税法第294条第7項に規定されている公益法人等で均等割が課税されるもの 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの 一般社団法人・一般財団法人(非営利型を除く。) 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 		50,000円
(2)	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人以下	50,000円
		50人超	120,000円
(3)	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下	130,000円
		50人超	150,000円
(4)	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下	160,000円
		50人超	400,000円
(5)	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下	410,000円
		50人超	1,750,000円
(6)	前事業年度又は前連結事業年度の末日現在の資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	410,000円
		50人超	3,000,000円

注 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は令和2年旧法人税法第2条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)に無償増資及び無償減資等による欠損てん補を行った金額を調整した金額をいいます。また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を資本金等の額とします。

2 「従業者数」とは、区内に有する事務所等又は寮等の従業者(役員を含む。)の数の合計数をいいます。

3 「公益法人等」とは公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人(非営利型)、一般財団法人(非営利型)、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などをいいます。

適格合併に係る合併法人が次に掲げる予定申告を行う場合の「予定申告税額②」の計算方法

1 吸収合併の場合の合併法人の予定申告

(1) 当該合併法人の前事業年度又は前連結事業年度中に適格合併があつた場合

$$\left[\frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の確定法人税割額}}{6} \div \frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の確定法人税割額)}} \times \left(\frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度開始の日から適格合併の日までの月数}}{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 6 \right) \div \frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の月数)}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の月数)}} \right]$$

(2) 当該合併法人の当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間内に適格合併があつた場合

$$\left[\frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の確定法人税割額}}{6} \div \frac{\text{合併法人の前事業年度又は前連結事業年度の月数}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の確定法人税割額)}} \times \left(\frac{\text{合併法人の当該適格合併の日から当該事業年度又は当該連結事業年度開始後6月を経過した日の前日までの月数}}{\text{合併法人の当該事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 6 \right) \div \frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の月数)}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の月数)}} \right]$$

2 新設合併(適格合併により設立された法人に限る。)の場合の合併法人の予定申告

$$\left[\frac{\text{各被合併法人ごとの被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の確定法人税割額)}}{6} \div \frac{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の月数)}}{\text{被合併法人の最新事業年度又は連結事業年度(6か月未満の場合はその直前の事業年度の月数)}} \right] \text{の額の合計額}$$

注 上記1、2ともに、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月に切り上げます。